

むつ市子どもの貧困対策推進計画

青森県 むつ市

令和4年3月

「むつ市子どもの貧困対策推進計画」策定にあたって

この度「むつ市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

現在、日本で暮らす7人に1人の子どもたちが貧困状態におかれているといわれています。

子どもの貧困は保護者の生活状況との関係が深く、保護者もまた、社会との繋がり、雇用問題など様々な問題を抱えています。子どもにとっては、健康な身体づくりに影響を及ぼすだけでなく、様々な経験の不足や人とのつながりの希薄さにより、子どもの世界観や自身に対する肯定感にも大きな影響を与え、その後の将来にも影響を与えていくこととなります。しかし、貧困の連鎖についても問題視されているように、問題解決はなかなか容易ではありません。

このような状況を踏まえ、地域のタカラである子どもたちが、生まれ育った環境によりその将来が左右されることのないように、そして、子どもたちが持つ可能性を最大限発揮し、自身の夢や希望、望むべき姿に向かい取り組んでいけるようにサポートしていくことが私たちの重要な役割であると思います。

今回の計画策定はその取り組みのスタートとして、むつ市における子どもの貧困対策の柱を定め、現在の関係部署の取り組みを整理しました。今後この計画を基に、行政、関係機関、地域の方々との連携により、地域の支援体制の強化につながるよう努めてまいりたいと思いますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定にあたり、実態調査を通じて貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、御審議を賜りましたむつ市子どもの貧困対策推進計画策定委員の皆様ほか、御協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

むつ市長 宮下 宗一郎

目 次

第1章	計画策定の趣旨と背景	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	子どもを取り巻く状況	3
1	国の施策動向	3
(1)	法改正の概要	3
(2)	新たな大綱の概要	4
2	むつ市における子どもの現状	5
(1)	児童・生徒数の推移	5
(2)	就学援助利用者数・利用率の推移	5
(3)	奨学金利用者数の推移	6
(4)	生活保護世帯数等の推移	7
(5)	生活保護世帯の高校進学率の推移	8
(6)	各種手当受給者数の推移	8
(7)	児童虐待把握件数、不登校の児童生徒数の推移	9
(8)	新型コロナウイルス対策の実施状況	9
3	子どもの生活実態調査の結果（概要）	10
(1)	調査の概要	10
(2)	調査結果の概要	11
4	関係団体調査の結果（概要）	21
(1)	調査の概要	21
(2)	調査結果の概要	21
第3章	計画の基本的な考え方	23
1	基本理念	23
2	基本方針	24
第4章	施策の展開	25
基本方針1	教育の支援	25
基本方針2	生活の安定に資するための支援	29
基本方針3	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	37

基本方針4 経済的支援	39
第5章 推進体制	41
1 推進体制の整備	41
2 計画の進行管理	42
資料編	45
1 策定経過	45
2 委員名簿	47

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

子どもの貧困は、世代を超えた連鎖を生み、生まれ育った環境により、その将来が左右されてしまう場合が少なくないと言われています。令和元年に実施した「国民生活基礎調査」によると、平成30年時点の子どもの貧困率は13.5%となっており、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、貧困の状態にあると言われています。

国では、子どもの貧困対策として平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。その後、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。この法改正により、市町村でも貧困対策推進計画の策定が「努力義務」として定められました。

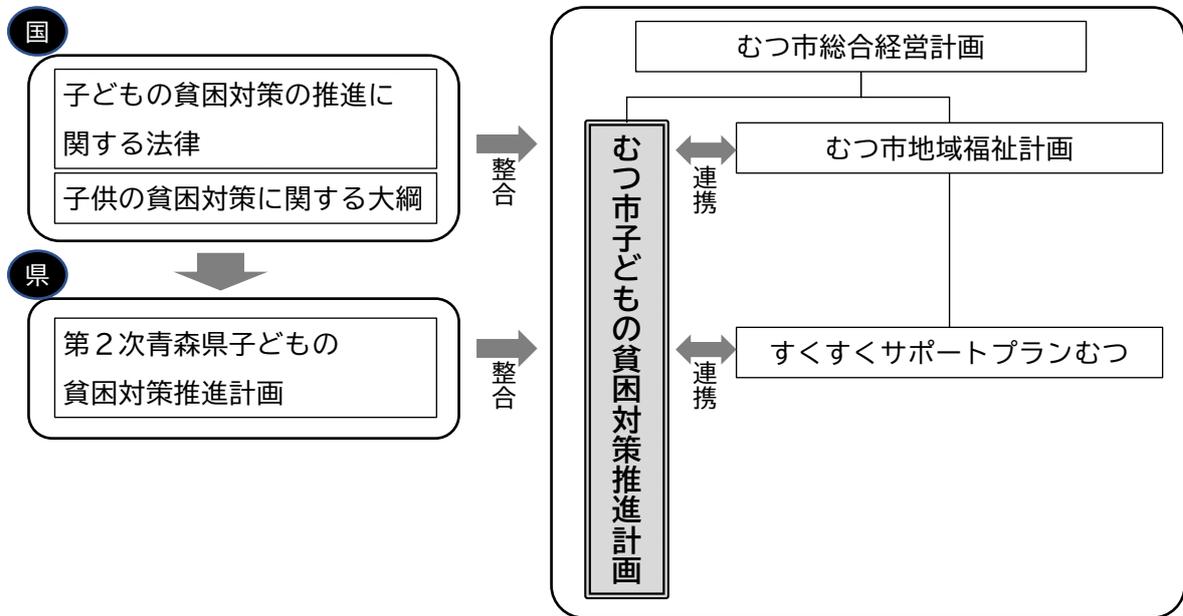
青森県においては、平成28年3月に「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、令和3年3月には「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

本市では、子育て世帯への経済的支援は「すくすくサポートプランむつ（第2期子ども・子育て支援事業計画）」、貧困対策を含む生活困窮者支援は「むつ市地域福祉計画」がそれぞれ担ってきましたが、昨今の社会情勢の変化や法・大綱の改正に合わせて、子どもの貧困対策のために新たに計画を策定することとしました。

本計画では、統計や子育て世帯・子ども本人へのアンケート調査、関係機関への調査結果を踏まえ、市の状況に即した子どもの貧困対策を取りまとめています。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第9条第2項における市町村計画として策定するとともに、大綱や県計画との整合を図るとともに、「むつ市総合経営計画」や「むつ市地域福祉計画」、「すくすくサポートプランむつ（第2期 子ども・子育て支援事業計画）」と連携を図り、施策を推進するものとします。



3 計画の期間

計画の期間は、大綱の見直し期間が概ね5年となっていることから、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 国の施策動向

令和元年度に法改正、新たな大綱の決定が行われました。その概要は以下のとおりです。

(1) 法改正の概要

①目的規定の改正

- 目的に、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等を追加。

②基本理念の見直し

- 基本理念として、次の事項を新設。
 - ・子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならないこと。
 - ・子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならないこと。
- 基本理念に、各施策を「子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に」講ずることを追加。

③子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正

- 大綱に定める子どもの貧困に関する指標の例示として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加。
- 大綱に定める事項として、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加。
- 子どもの貧困対策会議は、大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

④市町村における子どもの貧困対策についての計画

- 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

⑤個別施策に関する規定の改正

- 教育の支援について、「教育の機会均等が図られるよう」、必要な施策を講ずる。
- 生活の支援について、「貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するため」に行われる。
- 保護者に対する就労の支援について、「保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するため」に行われる。
- 調査研究の例示として、「子どもの貧困に関する指標に関する研究」を追加。

(2) 新たな大綱の概要

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、すべての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率
など

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
など
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保
など
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

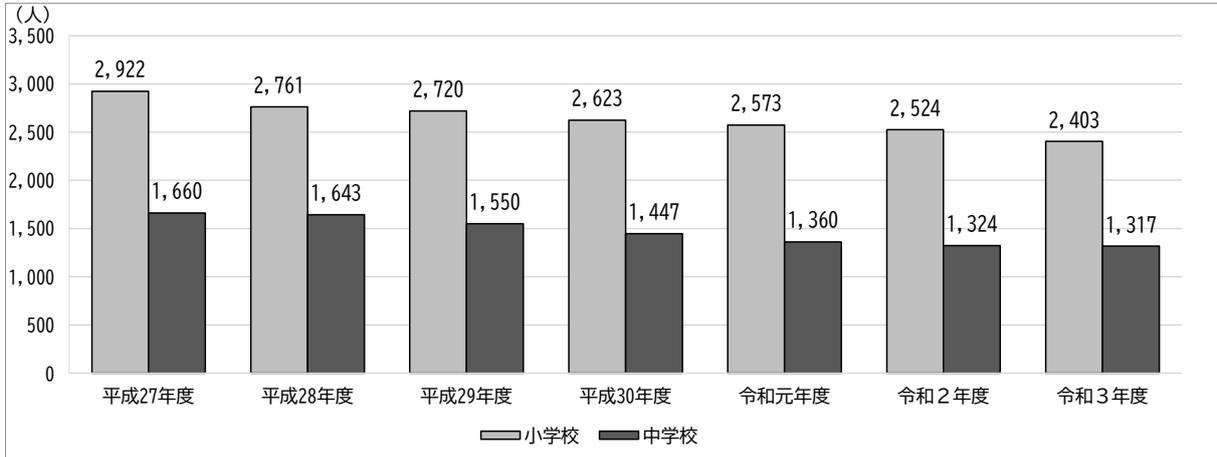
- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

2 むつ市における子どもの現状

(1) 児童・生徒数の推移

平成27年度以降の児童数・生徒数の推移をみると、減少傾向が続いています。なお、平成28年度から令和3年度の5年間の減少傾向は、小学校では358人(13.0%)、中学校326人(19.8%)の減少となっています。

図表 児童・生徒数の推移



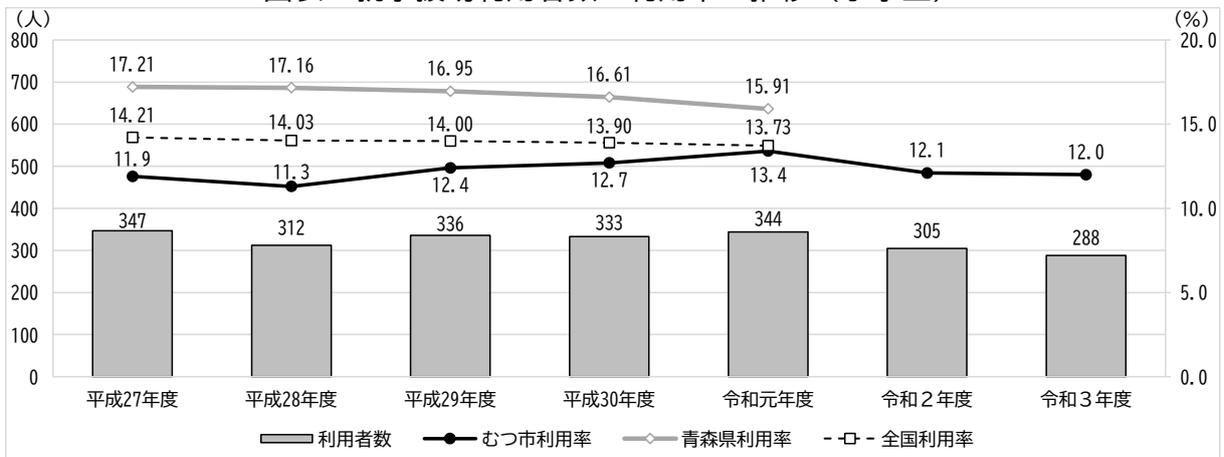
資料：むつ市教育委員会

(2) 就学援助利用者数・利用率の推移

平成27年度以降の小学生の就学援助利用者数の推移をみると、平成28年度から令和元年度まで増加傾向が続き、令和元年度には344人となりました。その後は減少に転じ、令和3年度には288人となっています。

就学援助利用率の推移をみると、令和元年度は13.4%と比較的高い割合でしたが、その他の年度は11%~12%台の範囲で推移しています。これを青森県や全国と比較すると、各年度で青森県や全国の利用率を下回っていますが、令和元年度には全国の利用率13.73%とほぼ同率となっています。

図表 就学援助利用者数・利用率の推移（小学生）

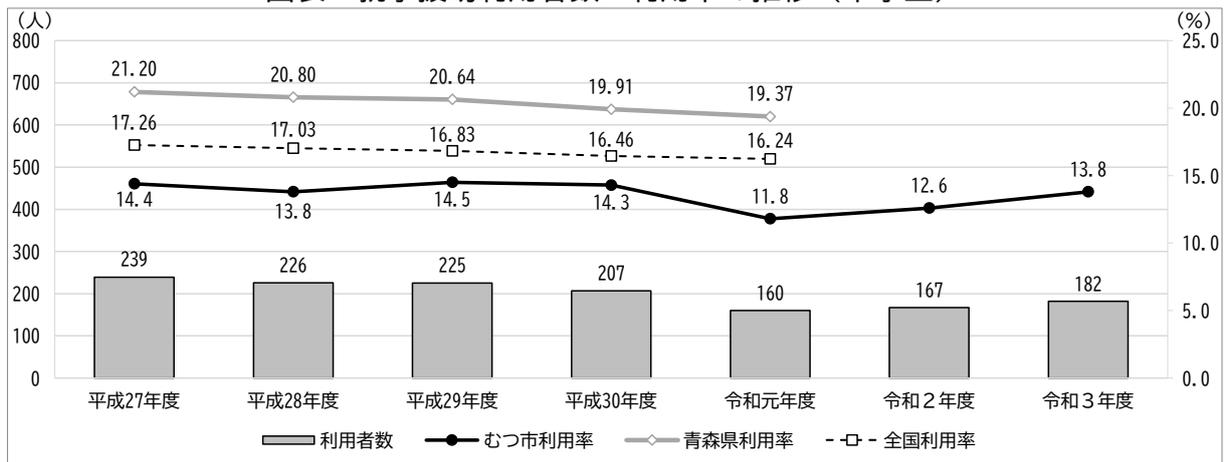


資料：むつ市教育委員会

平成 27 年度以降の中学生の就学援助利用者数の推移をみると、平成 28 年度から令和元年度まで減少傾向が続き、令和元年度には 160 人となりました。その後は増加に転じ、令和 3 年度には 182 人となっています。

就学援助利用率の推移をみると、平成 27 年度から平成 30 年度までは 13% から 14% 台で推移し、令和元年度には 11.8% に低下したものの、令和 3 年度には 13.8% に上昇しています。これを青森県や全国と比較すると、各年度で青森県や全国の利用率を下回っています。

図表 就学援助利用者数・利用率の推移（中学生）



資料：むつ市教育委員会

(3) 奨学金利用者数の推移

平成 27 年度以降の奨学金利用者数の推移をみると、各年度とも「短期大学、大学（大学院を含む）」の利用者が多く、平成 29 年度と平成 30 年度には 100 人台となりましたが、令和 3 年度には 80 人となっています。

高等学校では、毎年 10 人から 18 人の範囲内で推移し、令和 3 年度には 10 人となっています。

高等専門学校では、平成 28 年度から令和 2 年度まで 1 人の利用者がみられましたが令和 3 年度には 0 人となっています。

専修学校（専門学校）各種学校では、令和元年度と令和 2 年度を除く各年度において 10 人台で推移し、令和 3 年度には 13 人となっています。

図表 奨学金利用者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高等学校	18	18	16	10	14	12	10
高等専門学校	0	1	1	1	1	1	0
短期大学、大学 (大学院を含む)	89	99	100	102	84	79	80
専修学校（専門学校） 各種学校	16	14	16	12	8	6	13

資料：むつ市教育委員会

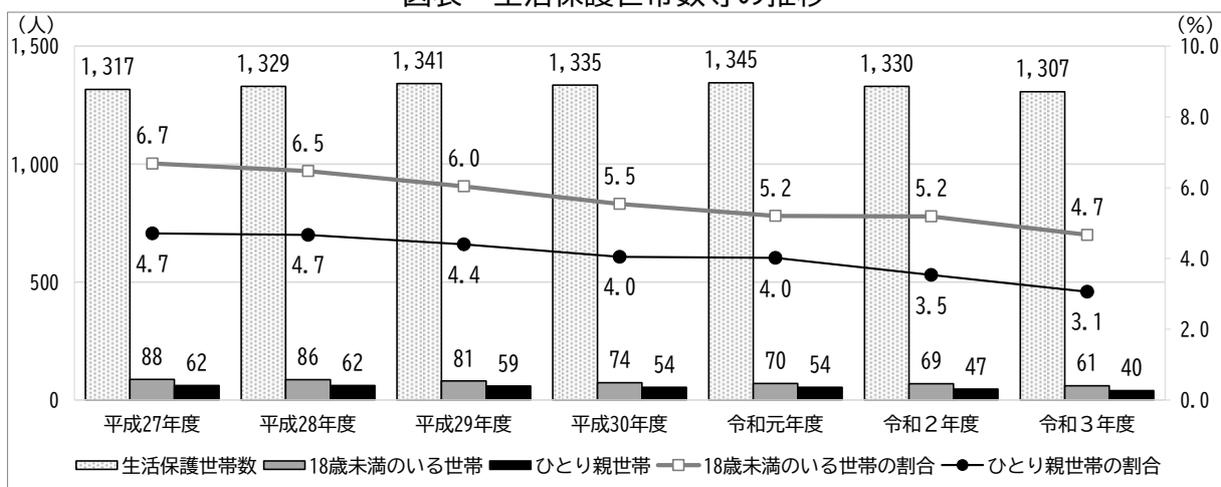
(4) 生活保護世帯数等の推移

平成27年度以降の生活保護世帯数の推移をみると、増減を繰り返しているものの、毎年1,300人台前半で推移しています。

このうち、18歳未満のいる世帯の推移をみると、平成27年度の88世帯以降減少傾向が続き、令和3年度には61世帯となっています。生活保護世帯に占める割合も低下が続き、令和3年度には4.7%となっています。

また、ひとり親世帯の推移をみると、平成27年度と平成28年度の62世帯以降減少傾向が続き、令和3年度には40世帯となっています。生活保護世帯に占める割合も低下が続き、令和3年度には3.1%となっています。

図表 生活保護世帯数等の推移

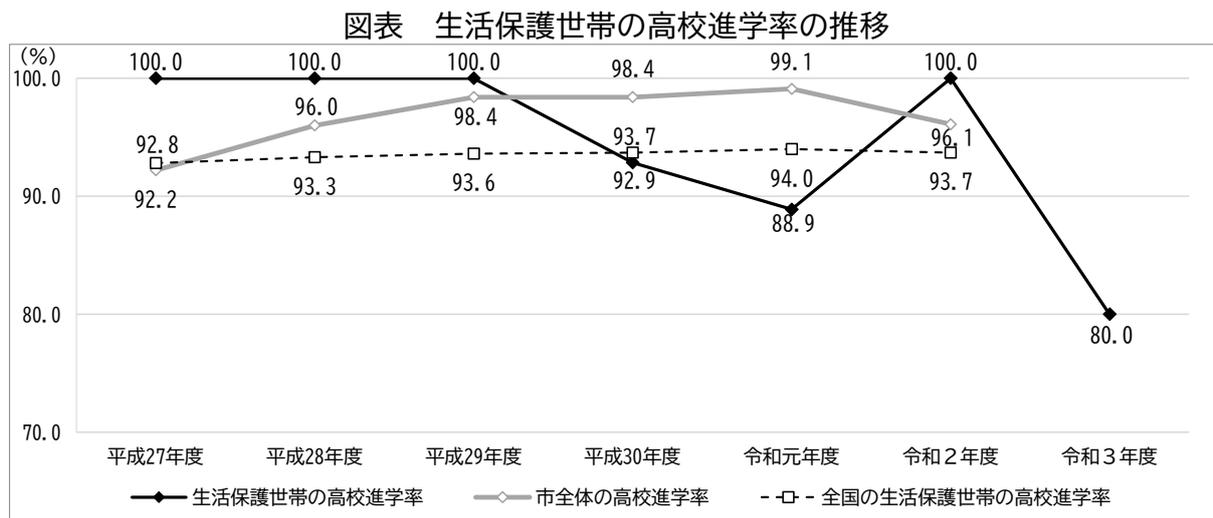


資料：むつ市生活福祉課

(5) 生活保護世帯の高校進学率の推移

平成 27 年度以降の生活保護世帯の高校進学率の推移をみると、平成 27 年度から平成 29 年度までは 100.0%で推移していましたが、平成 30 年度以降は増減がみられ、令和 3 年度には 80.0%となっています。

また、市全体の高校進学率、全国の生活保護世帯の高校進学率と比較すると、100%とならなかった平成 30 年度と令和元年度では低い進学率となっています。



※平成 27 年度の市全体の高校進学率は公立高校進学者の割合
資料：むつ市生活福祉課

(6) 各種手当受給者数の推移

平成 27 年度以降の児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成 28 年度に 822 人と増加しましたが、平成 29 年度から令和 2 年度は 700 人台、令和 3 年度にはさらに減少して 661 人となっています。

また、母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給者数では、平成 30 年度以降、毎年 1 人の受給が続いています。

ひとり親家庭等医療費受給者数では、平成 27 年度以降減少傾向が続き、令和 3 年度には 707 人となっています。

図表 各種手当受給者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
児童扶養手当受給者数	790	822	734	706	743	704	661
母子家庭等自立支援教育 訓練給付金受給者数				1	1	1	1
ひとり親家庭等医療費受 給者数	902	858	831	806	778	764	707

資料：むつ市子ども家庭課・子育て支援課

(7) 児童虐待把握件数、不登校の児童生徒数の推移

平成 27 年度以降の児童虐待把握件数の推移をみると、平成 27 年度から平成 30 年度までは増加傾向が続き、平成 30 年度には 56 件となっています。その後は減少し、令和 2 年度には 25 件となっています。

また、不登校の児童生徒数の推移をみると、平成 27 年度と平成 28 年度は 50 人台でしたが、平成 29 年度から 70 人を超える年度がみられ、平成 30 年度、令和 2 年度も 70 人台となっています。

図表 児童虐待把握件数、不登校の児童生徒数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
児童虐待把握件数 (件)	9	13	14	56	31	25
不登校 (人)	59	50	71	72	63	75
小学生 (人)	10	7	11	12	16	14
中学生 (人)	49	43	60	60	47	61

資料：むつ市子育て支援課・むつ市教育委員会

(8) 新型コロナウイルス対策の実施状況

令和 2 年 1 月から世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症により、生活が困窮している世帯を対象に、下表のとおり給付金の受給、奨学金の貸与を行っています。

令和 2 年度は、ひとり親世帯臨時特別給付金を 743 人に支給し、むつ市学生等緊急支援事業貸与金（奨学金）を短期大学・大学生 15 人、専修学校等の学生 4 人に貸与しました。

令和 3 年度は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をひとり親世帯 664 世帯、その他の世帯 183 世帯に支給しました。

図表 新型コロナウイルス対策の実施状況（令和 2 年度、令和 3 年度）

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給者数		
ひとり親世帯分		664
ひとり親世帯分以外		183
ひとり親世帯臨時特別給付金受給者数	743	
むつ市学生等緊急支援事業貸与金利用者数		
短期大学、大学（大学院を含む）	15	
専修学校（専門学校）、各種学校	4	

資料：むつ市子ども家庭課・むつ市教育委員会

3 子どもの生活実態調査の結果（概要）

（1）調査の概要

①調査概要

調査地域	むつ市全域
調査対象	市内の小中学校に通う小学5年生、中学2年生及びその保護者全員
調査方法	郵送配付 — 郵送回収
調査期間	令和3年8月10日（火）～令和3年8月24日（火）

②配付・回収

	配付数	回収数	回収率
小中学生	889 票	310 票※	34.9%
小学5年生	465 票	164 票	35.3%
中学2年生	424 票	130 票	30.7%
保護者	889 票	314 票	35.3%
小学5年生	465 票	164 票	35.3%
中学2年生	424 票	130 票	30.7%

※学年の無記入 16 票あり

なお、分析に当たっては、保護者と子どものデータを統合するため、保護者のみの回答があった世帯を削除、ひとりの保護者で複数の回答があった世帯の処理等を行い、母数を小中学生の回収数 310 票に合わせて分析をしています。

③貧困世帯の設定

保護者アンケートより、同居家族の人数を算出し、年収の回答と組み合わせることで、本調査における貧困世帯（貧困線以下）の設定を行いました。算出の基準は下表のとおりです。

その結果、貧困線以下の世帯は 30 世帯、貧困線以上の世帯は 242 世帯となりました。

世帯人員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
国の貧困線の基準	127 万円	180 万円	220 万円	254 万円	284 万円	311 万円	336 万円	359 万円

(2) 調査結果の概要

①保護者調査

家庭の状況について

- 婚姻の状況をみると、保護者の婚姻状況について、「結婚している(事実婚を含む)」が81.3%と最も割合が高く、次いで「離婚(別居中を含む)」が12.6%、「死別」が1.3%となっています。
- 婚姻状況を「ふたり親」と「ひとり親」の2種類に分類して傾向をみると、貧困線以下の世帯では「ひとり親」の世帯が56.7% (30世帯中17世帯) と半数以上となっています。その一方で、貧困線以上の世帯では、「ふたり親」の世帯が89.7%を占めています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問4 婚姻状況				
			結婚している (事実婚を含む)	離婚(別居中を 含む)	死別	未婚・非婚	無回答
全体		310 100.0	252 81.3	39 12.6	4 1.3	3 1.0	12 3.9
貧困 状況	貧困線 以下	30 100.0	13 43.3	15 50.0	0 0.0	2 6.7	0 0.0
	貧困線 以上	242 100.0	217 89.7	21 8.7	4 1.7	0 0.0	0 0.0

		合計	世帯2分類		
			ふたり親 (結婚している)	ひとり親 (離婚、死別、未婚・非婚の合計)	無回答
全体		310 100.0	252 81.3	46 14.8	12 3.9
貧困 状況	貧困線 以下	30 100.0	13 43.3	17 56.7	0 0.0
	貧困線 以上	242 100.0	217 89.7	25 10.3	0 0.0

子どもの進路について

- 子どもの理想的な教育段階と現実的な教育段階の関係をみると、貧困線以下の世帯において理想的な教育段階から現実的な教育段階を下げた回答者は、「高校」→「中学」が2人、「短大・高専・専門学校」→「高校」が6人、「大学またはそれ以上」→「高校」が4人、「大学またはそれ以上」→「短大・高専・専門学校」が5人となっており、合わせて17人（56.7%）みられます。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 13 B 現実的な教育段階					無回答
			中学	高校	短大・高専 ・専門学校	大学または それ以上	わからない	
全体		30 100.0	2 6.7	13 43.3	6 20.0	3 10.0	6 20.0	0 0.0
問 13 A 理想的な 教育段階	中学	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	高校	5 100.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	短大・高専 ・専門学校	9 100.0	0 0.0	6 66.7	1 11.1	0 0.0	2 22.2	0 0.0
	大学または それ以上	15 100.0	0 0.0	4 26.7	5 33.3	3 20.0	3 20.0	0 0.0
	わからない	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

- 貧困線以上の世帯において理想的な教育段階から現実的な教育段階を下げた回答者は、「短大・高専・専門学校」→「高校」が18人、「大学またはそれ以上」→「高校」が21人、「大学またはそれ以上」→「短大・高専・専門学校」が30人となっており、合わせて69人（28.5%）みられます。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 13 B 現実的な教育段階					無回答
			中学	高校	短大・高専 ・専門学校	大学または それ以上	わからない	
全体		242 100.0	0 0.0	50 20.7	47 19.4	112 46.3	30 12.4	3 1.2
問 13 A 理想的な 教育段階	中学	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	高校	11 100.0	0 0.0	9 81.8	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0
	短大・高専 ・専門学校	40 100.0	0 0.0	18 45.0	17 42.5	1 2.5	3 7.5	1 2.5
	大学または それ以上	184 100.0	0 0.0	21 11.4	30 16.3	111 60.3	21 11.4	1 0.5
	わからない	5 100.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0	0 0.0

親の就労状況について

- 母親の就労状況をみると、貧困線以下の世帯では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」、貧困線以上の世帯では「正社員・正規職員・会社役員」が最も高い割合となっています。
- 父親の就労状況をみると、貧困線以下の世帯では「正社員・正規職員・会社役員」と「いない、わからない」が最も高い割合となっていますが、ともに1/4程度の回答となっています。なお、貧困線以上の世帯では「正社員・正規職員・会社役員」が最も割合が高く、8割以上となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 16 親の就労状況						無回答
			正社員・ 正規職 員・会社 役員	嘱託・契 約社員・ 派遣社員	パート・ アルバイ ト・日雇 い・非常 勤職員	自営業	働いてい ない	いない、 わからな い	
母親の就労 状況		310 100.0	114 36.8	15 4.8	98 31.6	13 4.2	50 16.1	1 0.3	19 6.1
貧 困 状 況	貧困線 以下	30 100.0	6 20.0	0 0.0	14 46.7	3 10.0	5 16.7	0 0.0	2 6.7
	貧困線 以上	242 100.0	103 42.6	15 6.2	76 31.4	8 3.3	37 15.3	1 0.4	2 0.8
父親の就労 状況		310 100.0	226 72.9	6 1.9	1 0.3	26 8.4	2 0.6	18 5.8	31 10.0
貧 困 状 況	貧困線 以下	30 100.0	8 26.7	1 3.3	0 0.0	5 16.7	0 0.0	8 26.7	8 26.7
	貧困線 以上	242 100.0	201 83.1	4 1.7	1 0.4	18 7.4	2 0.8	10 4.1	6 2.5

公的な支援制度の利用について

- 公的な支援制度の利用状況（貧困線以下の世帯のみ）をみると、「児童扶養手当」と「就学援助」は、それぞれ 66.7%、50.0%と半数以上が利用しています。なお、「生活保護」は 13.3%、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」と「生活福祉資金貸付金」は 3.3%となっています。
- 支援制度を利用しない理由は、各制度とも「利用したいと思っただけでなかった」が最も高い割合となっています。また「制度等について全く知らなかった」は、「児童扶養手当」と「就学援助」、「生活保護」は 0.0%ですが、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」と「生活福祉資金貸付金」はともに 11.5%みられます。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

	合計 (貧困線以下のみ)	問 26 支援制度の利用			合計	問 26-1 利用しない理由				
		は利用している	利用したことがない	無回答		利用したいと思っただけでなかった	満たしていかず条件を	利用の仕方がわからなかった	制度等について全く知らなかった	無回答
A 児童扶養手当	30 100.0	20 66.7	9 30.0	1 3.3	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	0 0.0	0 0.0
B 就学援助	30 100.0	15 50.0	14 46.7	1 3.3	14 100.0	10 71.4	3 21.4	1 7.1	0 0.0	0 0.0
C 生活保護	30 100.0	4 13.3	24 80.0	2 6.7	24 100.0	20 83.3	3 12.5	1 4.2	0 0.0	0 0.0
D 母子父子寡婦福祉資金貸付金	30 100.0	1 3.3	26 86.7	3 10.0	26 100.0	17 65.4	4 15.4	1 3.8	3 11.5	1 3.8
E 生活福祉資金貸付金	30 100.0	1 3.3	26 86.7	3 10.0	26 100.0	17 65.4	3 11.5	2 7.7	3 11.5	1 3.8

②小中学生調査

食事について

- 貧困線以下の世帯の孤食の状況について、朝食・夕食の孤食の相関をみると、朝食の孤食が「まったくない」回答者21人のうち、夕食でも孤食が「まったくない」回答者は19人、「週に1～2日」が1人となっています。また、朝食の孤食が「週に1～2日」の回答者4人では、全員が夕食の孤食が「まったくない」と回答しており、朝食で家族と一緒に食事をしている児童生徒は、夕食でも家族と食事をしているとみられます。
- 朝食の孤食が「毎日」と回答した3人については、夕食の孤食が「まったくない」が2人、「毎日」が1人となっています。なお、貧困線以下の世帯で夕食の孤食が「毎日」と回答した児童生徒は1人であり、孤食の習慣が定着している可能性があります。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問2 B 夕食					無回答
			まったくない	週に1～2日	週に3～4日	週に5～6日	毎日	
全体		30 100.0	25 83.3	2 6.7	1 3.3	0 0.0	1 3.3	1 3.3
問2 A 朝食	まったくない	21 100.0	19 90.5	1 4.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.8
	週に1～2日	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	週に3～4日	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	週に5～6日	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	毎日	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0

- 貧困線以上の世帯の孤食の状況について、朝食・夕食の孤食の相関をみると、朝食の孤食が「まったくない」回答者 170 人のうち、夕食でも孤食が「まったくない」回答者は 164 人、「週に 1～2 日」が 4 人となっており、無回答を除く全員がこのいずれかで回答しています。同様に、朝食の孤食が「週に 1～2 日」の回答者 39 人でも、夕食の孤食が「まったくない」と「週に 1～2 日」が無回答を除く全員がこのいずれかで回答しており、朝食で家族と一緒に食事をしている児童生徒は、夕食でも家族と食事をしているとみられます。
- 朝食の孤食が「毎日」と回答した 12 人については、夕食の孤食が「まったくない」と「毎日」がともに 5 人となっており、「朝食のみ孤食の家庭」と「朝食・夕食ともに孤食の家庭」に分かれる傾向がみられます。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 2 B 夕食					無回答
			まったくない	週に 1～2 日	週に 3～4 日	週に 5～6 日	毎日	
全体		242 100.0	201 83.1	20 8.3	6 2.5	1 0.4	8 3.3	6 2.5
問 2 A 朝 食	まったく ない	170 100.0	164 96.5	4 2.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.2
	週に 1～2 日	39 100.0	24 61.5	14 35.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.6
	週に 3～4 日	14 100.0	6 42.9	1 7.1	5 35.7	0 0.0	2 14.3	0 0.0
	週に 5～6 日	5 100.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0
	毎日	12 100.0	5 41.7	1 8.3	0 0.0	0 0.0	5 41.7	1 8.3

授業、成績について

- 学校の授業の理解度をみると、全体では「ほとんどわかる」が31.9%、「だいたいわかる」が32.6%となっており、児童生徒の64.5%が授業を理解しているとみられます。
- これを世帯分類別でみると、ふたり親世帯では「ほとんどわかる」、ひとり親世帯では「教科によってはわからないことがある」が最も高い割合となっています。
- 貧困状況別でみると、貧困線以下の世帯では「だいたいわかる」、貧困線以上の世帯では「ほとんどわかる」が最も高い割合となっています。
- なお、貧困線以下の世帯で、「教科によってはわからないことがある」（9人）は「だいたいわかる」（10人）とほぼ同数となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 10 学校の授業の理解度					無回答
			ほとんどわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	
全体		310 100.0	99 31.9	101 32.6	75 24.2	20 6.5	0 0.0	15 4.8
世帯分類	ふたり親	252 100.0	86 34.1	85 33.7	52 20.6	16 6.3	0 0.0	13 5.2
	ひとり親	46 100.0	10 21.7	14 30.4	16 34.8	4 8.7	0 0.0	2 4.3
貧困状況	貧困線以下	30 100.0	6 20.0	10 33.3	9 30.0	3 10.0	0 0.0	2 6.7
	貧困線以上	242 100.0	82 33.9	78 32.2	56 23.1	14 5.8	0 0.0	12 5.0

- 家庭での勉強時間をみると、全体では、学校がある日で、ない日ともに「30分以上、1時間より少ない」の割合が最も高く、それぞれ43.2%、32.3%となっています。
- これを貧困状況別でみると、「3時間以上」は学校がある日、ない日ともに貧困線以上の世帯のみとなっています。また、貧困線以下の世帯では、学校がある日で「30分以上、1時間より少ない」が53.3%と半数以上となっていますが、学校がない日では「まったくしない」が16.7%と比較的高い割合となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	家庭での勉強時間					無回答	
			まったくしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない		3時間以上
問 12 A 学校がある日		310 100.0	5 1.6	23 7.4	134 43.2	112 36.1	19 6.1	7 2.3	10 3.2
貧困状況	貧困線以下	30 100.0	2 6.7	2 6.7	16 53.3	7 23.3	1 3.3	0 0.0	2 6.7
	貧困線以上	242 100.0	2 0.8	17 7.0	98 40.5	94 38.8	16 6.6	7 2.9	8 3.3
問 12 B 学校がない日		310 100.0	9 2.9	30 9.7	100 32.3	97 31.3	40 12.9	14 4.5	20 6.5
貧困状況	貧困線以下	30 100.0	5 16.7	2 6.7	8 26.7	8 26.7	1 3.3	0 0.0	6 20.0
	貧困線以上	242 100.0	3 1.2	25 10.3	77 31.8	76 31.4	36 14.9	12 5.0	13 5.4

- クラスでの成績をみると、全体、世帯分類別、貧困状況別ともに「真ん中のあたり」が最も高い割合となっています。
- これを世帯分類別でみると、ふたり親世帯では「上のほう」と「やや上のほう」、ひとり親世帯では「下のほう」と「わからない」が比較的高い割合となっています。
- 貧困状況別でみると、貧困線以下の世帯では「下のほう」、貧困線以上の世帯では「上のほう」と「やや上のほう」が比較的高い割合となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 13 クラスでの成績						無回答
			上のほう	やや上のほう	真ん中のあたり	やや下のほう	下のほう	わからない	
全体		310 100.0	42 13.5	59 19.0	89 28.7	32 10.3	43 13.9	37 11.9	8 2.6
世帯分類	ふたり親	252 100.0	38 15.1	52 20.6	71 28.2	24 9.5	31 12.3	28 11.1	8 3.2
	ひとり親	46 100.0	3 6.5	5 10.9	14 30.4	6 13.0	10 21.7	8 17.4	0 0.0
貧困状況	貧困線以下	30 100.0	2 6.7	2 6.7	9 30.0	4 13.3	8 26.7	3 10.0	2 6.7
	貧困線以上	242 100.0	35 14.5	49 20.2	71 29.3	23 9.5	32 13.2	26 10.7	6 2.5

将来の夢や目標、進学希望について

- 将来の夢や目標をみると、全体、世帯分類別、貧困状況別ともに夢が「ある」が高い割合となっています。
- これを世帯分類別でみると、夢が「ある」は、ふたり親世帯で77.4%、ひとり親世帯で60.9%となっており、ふたり親世帯が比較的高い割合となっています。
- 貧困状況別でみると、夢が「ある」は、貧困線以下の世帯で63.3%、貧困線以上の世帯で75.6%となっており、貧困線以上の世帯が比較的高い割合となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 14 将来の夢や目標		
			ある	ない	無回答
全体		310 100.0	234 75.5	63 20.3	13 4.2
世帯分類	ふたり親	252 100.0	195 77.4	46 18.3	11 4.4
	ひとり親	46 100.0	28 60.9	16 34.8	2 4.3
貧困状況	貧困線以下	30 100.0	19 63.3	8 26.7	3 10.0
	貧困線以上	242 100.0	183 75.6	49 20.2	10 4.1

- 児童生徒の進学希望をみると、全体では「大学またはそれ以上」が42.6%と最も高い割合となっています。
- これを世帯分類別でみると、ふたり親世帯では「大学またはそれ以上」が最も割合が高く、ひとり親世帯では「高校まで」と「大学またはそれ以上」が同率となっています。
- 貧困状況別でみると、貧困線以下の世帯では「高校まで」、貧困線以上の世帯では「大学またはそれ以上」が最も高い割合となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

		合計	問 15 将来、どの段階まで進学したいか					
			中学まで	高校まで	短期大学 ・高等専 門学校・ 専門学校 まで	大学また はそれ以 上	まだわか らない	無回答
全体		310 100.0	4 1.3	59 19.0	52 16.8	132 42.6	51 16.5	12 3.9
世帯 分類	ふたり親	252 100.0	3 1.2	46 18.3	39 15.5	117 46.4	39 15.5	8 3.2
	ひとり親	46 100.0	1 2.2	12 26.1	9 19.6	12 26.1	8 17.4	4 8.7
貧困 状況	貧困線 以下	30 100.0	1 3.3	9 30.0	8 26.7	5 16.7	4 13.3	3 10.0
	貧困線 以上	242 100.0	3 1.2	45 18.6	37 15.3	113 46.7	35 14.5	9 3.7

支援制度の利用希望について

- 支援制度の利用希望について、「使ってみたい」の割合が高い制度は「D 家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」、「興味がある」の割合が高い制度は「B (家以外で)休日にいることができる場所」と「E 大学生などのボランティアが、勉強を無料で見てくれる場所」となっています。
- このうち、ひとり親世帯では、「使ってみたい」の割合が高い制度は「B (家以外で)休日にいることができる場所」、「興味がある」の割合が高い制度は「E 大学生などのボランティアが、勉強を無料で見てくれる場所」となっています。
- 同様に、貧困線以下の世帯では、「使ってみたい」の割合が高い制度は、特にみられず、「興味がある」の割合が高い制度は「B (家以外で)休日にいることができる場所」となっています。

上段：実数 下段：割合 着色：最高値 破線：特徴的な値

	合計	支援制度の利用希望				
		使ってみたい	興味がある	使いたくない	使う必要はない	無回答
問 19 A (家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所	310 100.0	64 20.6	78 25.2	34 11.0	128 41.3	6 1.9
ひとり親	46 100.0	14 30.4	5 10.9	7 15.2	20 43.5	0 0.0
貧困線以下	30 100.0	6 20.0	7 23.3	4 13.3	12 40.0	1 3.3
問 19 B (家以外で)休日にいることができる場所	310 100.0	94 30.3	96 31.0	25 8.1	85 27.4	10 3.2
ひとり親	46 100.0	15 32.6	14 30.4	6 13.0	11 23.9	0 0.0
貧困線以下	30 100.0	7 23.3	11 36.7	5 16.7	7 23.3	0 0.0
問 19 C 家の人がいなくて、地域の人とご飯を食べることができる場所	310 100.0	26 8.4	71 22.9	69 22.3	135 43.5	9 2.9
ひとり親	46 100.0	4 8.7	11 23.9	15 32.6	16 34.8	0 0.0
貧困線以下	30 100.0	1 3.3	6 20.0	11 36.7	10 33.3	2 6.7
問 19 D 家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所	310 100.0	98 31.6	93 30.0	20 6.5	92 29.7	7 2.3
ひとり親	46 100.0	12 26.1	12 26.1	5 10.9	17 37.0	0 0.0
貧困線以下	30 100.0	6 20.0	6 20.0	4 13.3	13 43.3	1 3.3
問 19 E 大学生などのボランティアが、勉強を無料で見てくれる場所	310 100.0	64 20.6	96 31.0	46 14.8	95 30.6	9 2.9
ひとり親	46 100.0	7 15.2	16 34.8	6 13.0	16 34.8	1 2.2
貧困線以下	30 100.0	4 13.3	9 30.0	3 10.0	11 36.7	3 10.0
問 19 F (学校以外で)勉強、進学、家族のことなど、なんでも相談できる場所	310 100.0	54 17.4	108 4.8	32 10.3	108 34.8	8 2.6
ひとり親	46 100.0	7 15.2	14 30.4	9 19.6	16 34.8	0 0.0
貧困線以下	30 100.0	4 13.3	8 26.7	4 13.3	13 43.3	1 3.3

4 関係団体調査の結果（概要）

（1）調査の概要

①調査概要

調査の種類	地域活動団体調査	小中学校調査
調査対象	市内の小中学生への支援を行っている地域活動団体	市内の公立小中学校
調査方法	データ配付 — データ回収	郵送配付 — FAX回収
調査期間	令和3年9月30日（木） ～令和3年10月20日（水）	令和3年10月18日（月） ～令和3年10月29日（金）

②配付・回収

配付数及び回収結果は以下のとおりとなっています。

	調査対象	回収数	回収率
地域活動団体	3 団体	3 団体※	100.0%
小中学校	22 校	19 校 20 票	86.4% (学校数で計算)

※地域活動団体のうち、1 団体は子どもの貧困関連の事業を行っていないため、自由記述のみ回答。

（2）調査結果の概要

①地域活動団体調査

- 活動範囲は、「小学校区」と「周辺の市町村を含む地域」が1 団体ずつとなっています。
- 活動頻度は、「2 週間に1 回程度」と「1 か月に1 回程度」が1 団体ずつとなっています。
- 月平均の利用者数は、2 団体とも「30～39 人」と回答しています。
- 活動に参加している子どもの変化について、2 団体が共通して「他者とのコミュニケーションが向上した」と回答しています。そのほか、1 団体ずつ「笑顔が増えた」、「健康・栄養状態が改善された」と回答しています。
- 子どもが抱える課題について、「発達障がいのある子どもの増加」、「子どもの集中力の低下、周囲の理解の促進」、「遊び場の不足」の意見がみられます。
- 保護者が抱える課題について、「地域での孤立化」、「気軽に話せる場の確保」、「子育ての余裕がない」の意見がみられます。
- 現在の活動の課題について、2 団体が共通して「活動規模を拡大できない」と回答しています。なお、1 団体はこの回答のみです。もう1 団体は「広報の方法が分からない」、「支援対象者の把握が難しい」、「支援対象者に来てもらうことが難しい」と回答しています。

- 今後必要な連携について、2 団体が共通して「小中学校」と回答しています。そのほか、1 団体が「市役所」と「社会福祉協議会」、もう 1 団体が「商工会、J A、漁協」と回答しています。
- 子どもの貧困対策の意見・要望について、「安定的な運営のための補助金の支給」、「生活支援が必要な子ども・家庭向けの団体の PR・チラシの作成・配布」、「商工会・J A・漁協等の協力による食育のイベント実施」の意見がみられます。

②小中学校調査

- 学校の子どもの貧困状態について、「感じたことがある」が 30.0%（6 票）、「感じたことはない」が 65.0%（13 票）と回答し、子どもの貧困を感じたことがある回答者は 3 割程度となっています。なお、「新型コロナウイルス感染症の流行以降、感じるようになった」の回答はありませんでした。
- 子どもの貧困状態を感じたことがある回答者（6 票）について、子どもの貧困状態にあることを感じた場面は、全員が「教材費や給食費の未納、滞納」と回答しています。次いで、「学用品を買えない」が 50.0%（3 票）、「子どもの服装」、「保護者との面談時に生活困窮について話があった」、「その他」が 33.3%（2 票）となっています。
- 具体的な状況は、「子どもの衣服や学用品」、「諸費用の未納・滞納」から気づくという回答がみられます。
- 貧困状態にあると思われる子どもへの対応について、保護者への「担任からの連絡」や「就学支援の紹介、スクールソーシャルワーカーとの面談勧奨」、当該児童生徒への「座席の配慮」や「学用品等の一時的な貸与」、同級生との「友達づくりの配慮」と取り組みが回答されています。
- 貧困状態の子どもとその他の子どもとの違い（回答 13 票）について、「強く感じる」が最も多い回答は「欠席や遅刻が多い」で 30.8%（4 票）となっています。
- 効果的な支援の事例（「事例なし」を除く）について、「必要物品の貸し出し」、「生活保護等の手続き支援」、「衣類の洗濯、シャワー等」、「児相通告」といった対応が行われています。
- 効果がなかった、または時間を要した支援の事例（「事例なし」を除く）について、「眼鏡の使用の勧奨」、「児相通告」の回答が得られました。また、「事例はたくさんあるが、取り上げるのは難しい」との回答もいただいています。
- 子どもの貧困対策の意見・要望について、「諸費の未納の対応」、「家計の自立支援」、「生まれた環境により教育の機会が制約される状況の改善」、「低所得の負の連鎖の解消」の意見がみられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子育て支援計画である「すくすくサポートプランむつ（第2期 子ども・子育て支援事業計画）」では、子どもの健全育成に向けた取り組みの推進と、利用者の視点に立ったサービス・支援の提供を行うものとし、基本理念を「いきいき、すくすく みんなで育む むつの未来」としています。

小中学生とその保護者へのアンケート調査において、貧困線以下の世帯やひとり親世帯の子どもが将来の夢や希望を持つ割合や、進学希望が相対的に低いことがあきらかになりました。本市で生まれたすべての子どもたちが、夢を持ち、希望を叶え、豊かな未来を実現できるよう、多面的な貧困対策の実施が必要です。

また、令和元年に閣議決定された新たな大綱では、その目的・理念として「現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。」「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。」を掲げており、地域全体で子どもの夢や希望を実現できるよう支援することが求められています。

その実現に向けて、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

<本計画の基本理念>

すべての子どもの夢と希望を叶えよう



2 基本方針

(1) 教育の支援

本市に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。

教育支援や居場所づくりとともに、いじめ・犯罪防止のための支援も含めて、健全な育成に向けた総合的な対策を進めます。

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立し必要な支援が受けられなくなることで、より困難な状況に進む可能性があります。

子どもやその保護者が安心して社会生活を営めるよう、親の妊娠・出産期からの相談支援体制の充実をはじめ、多くの相談や現状把握の機会を設けることで、子育て世帯の支援を図ります。また、家族が安心して生活するための住宅の確保や経済的支援など、きめ細かな生活面の支援施策に取り組みます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。

保護者の就労支援に当たっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組みます。

(4) 経済的支援

世帯の生活を安定させる観点から、様々な手当の給付や貸付制度による経済的支援を組み合わせることで、世帯の生活の基盤を維持していけるよう支援施策に取り組みます。

また、経済的理由により進学をあきらめる子どもを生み出さないよう、奨学金制度の充実、適切な運用に取り組みます。

第4章 施策の展開

基本方針1 教育の支援

<子どもの生活実態調査の結果、関係団体調査の結果からみえる課題>

- 学校の授業の理解度は、貧困線以下の子どもはやや低い傾向がみられます。また、クラスでの成績も低いことを感じている回答が多くみられます。
- その背景として、家庭での勉強時間が短い傾向がみられます。平日、休日に関わらず、貧困線以下の子どもでは家庭でまったく勉強をしない割合が高く、家庭学習の習慣が身につけていない可能性があります。
- 将来の夢や目標は、貧困線以上、以下に関わらず6割以上が持っていますが、貧困線以下の子どもではその割合がやや低くなっています。さらに、将来の進学希望も貧困線以上の子どもが「大学かそれ以上」が最も多いのに対して、貧困線以下の子どもでは「高校まで」の回答が最も多く、経済的な状況、家庭学習の状況により、夢や目標が制限されている可能性があります。
- 学校において、「教材費や給食費の未納、滞納」をきっかけとして児童生徒の経済的困窮に気づくケースが多くみられます。

<基本施策>

1 学校教育の充実

- 児童・生徒の学力向上のため、習熟度に応じたきめ細かな指導を推進します。
- 現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めるため、研修における関連講習、校内研修等を促進します。
- いじめ、不登校、子どもの貧困等、児童生徒が抱える問題への対応のため、小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーや少年センターが各種相談に応じます。
また、人材の確保とよりよいカウンセリングができる時間、来校頻度の設定ができるよう県に働きかけます。
- 障がいのある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給します。

2 幼児教育の負担の軽減と質の向上

- 「すくすくサポートプランむつ」に基づき、幼児教育・保育・子育て支援の質の向上を推進します。
- 市内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体等との連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。
- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取り組みを推進します。

- 家庭教育の充実に向けて、小中学校等における情報提供の機会や相談、交流機会の実施方法を見直し、それぞれの状況に応じた家庭教育の向上を図ります。

3 就学支援の充実

- 経済的な理由によって小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品の支給、就学資金の貸し付けを行います。
- 低所得世帯の高等学校等の生徒の保護者等に対して、国や県その他機関が行っている奨学金や資金貸付等の利用可能な制度の紹介を行います。

4 大学等進学に対する教育機会の提供

- 大学等への進学を希望する生徒及び保護者に対して、奨学金や資金貸付等の利用可能な制度の紹介を行い、本人の希望に沿った修学を支援します。
- 難関大学や医学部を目指す高校生のための講習会や医学部への進学者への助成金など、希望する大学への進学を支援します。

5 その他の教育支援

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を実施します。
- ひとり親家庭に対し、市担当窓口において相談員等による相談対応の充実を図ります。

<実施事業>

1 学校教育の充実

事業名等	事業内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーが各種相談に応じます。 また、人材の確保とよりよいカウンセリングができる時間、来校頻度の設定ができるよう県に働きかけます。	教育委員会 学校教育課

事業名等	事業内容	担当課
少年センター運営事業	<p>青少年が、SNSに係る交友関係で生じるいじめ及び犯罪に無意識に巻き込まれるケースや家庭内の虐待等により、反社会的行動を取ることを未然に防止するために、市内学校等とむつ市少年センターが連携し少年指導員による街頭指導や校外指導を行います。</p> <p>また、少年指導員への研修会を開催し、資質向上を図ります。</p>	福祉政策課
特別支援教育就学奨励費	小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し、負担軽減のため奨励費を支給します。	教育委員会 総務課

2 幼児教育の負担の軽減と質の向上

事業名	事業内容	担当課
<p>すくすくサポートプランむつ (第2期 子ども・子育て支援事業計画)</p>	「すくすくサポートプランむつ」(令和2年度～令和6年度)に基づき、子どもの成長に必要な保育・教育とともに、子育て世帯への適切な支援を行います。	子育て支援課 子ども家庭課
幼稚園・保育所(園)と小学校との連携	市内の幼稚園、保育所(園)、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。	子ども家庭課 教育委員会 学校教育課
家庭教育支援	家庭教育の充実に向けて、小中学校等における情報提供の機会や相談、交流機会の実施方法を見直し、家庭教育の向上を図ります。	教育委員会 生涯学習課

3 就学支援の充実

事業名	事業内容	担当課
奨学金貸付事業	市の将来を担う人材育成のために、修学上必要な学費の一部を貸与します。	教育委員会 総務課
要保護児童生徒援助費	経済的な理由により就学が困難な要保護児童生徒に対し、生活保護費で支給されない修学旅行費を支給し、就学の援助を図ります。	教育委員会 総務課

事業名	事業内容	担当課
準要保護児童生徒援助費	経済的な理由により就学が困難な準要保護児童生徒に対し、学用品費等を支給し、就学の援助を図ります。	教育委員会 総務課
母子父子寡婦福祉資金等貸付事業	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。	子育て支援課

4 大学等進学に対する教育機会の提供

事業名	事業内容	担当課
むつ市大学医学部修学助成金交付事業	地元から医師を目指す人材の育成を図るため、市内高等学校から医学部医学科へ進学した者に対して一定額の助成金を交付します。	教育委員会 総務課
まさかり高校 医学部進学コース・特進コース講習会事業	難関大学や医学部の進学を希望する子どもたちの夢や志を叶えるため、予備校の講師を招き、夏休み等の長期休業中に講習会を開催（夏期、冬期及び春期の年度内に3回を予定）します。	教育委員会 総務課

5 その他の教育支援

事業名	事業内容	担当課
放課後子ども教室推進事業	小学校に通うすべての子どもたちを対象に、安心安全な学習の場の提供及び居場所づくりの推進を目的に、放課後子ども教室を開催します。	教育委員会 生涯学習課
こころ育むいのちの授業	小・中・高校生を対象とした「こころ育むいのちの授業」等を実施します。	健康づくり推進課
ムチュ☆らんど運営事業（キッズパーク運営事業）	雨天時や冬期間の天候に左右されることがなく遊ぶことができる屋内遊戯施設「ムチュ☆らんど」（むつ市キッズパーク）を運営し、施設管理します。	子育て支援課

基本方針2 生活の安定に資するための支援

<子どもの生活実態調査の結果、関係団体調査の結果からみえる課題>

- ひとり親の世帯の半数は貧困世帯とみられます。また、貧困世帯では母親が正社員・正規職員でない割合が高く、経済的な支援が必要であるとともに、安定した仕事の確保、生活環境の確保等の支援が必要です。
- 子どもの生活の満足度は、貧困線やひとり親・ふたり親の状況による大きな特徴はみられません。
- 貧困世帯の保護者について、公的な支援制度のうち児童扶養手当や就学援助、生活保護はすべての保護者に知られていますが、母子父子寡婦福祉資金貸付金と生活福祉資金貸付金は知らない保護者もみられ、支援制度の周知が必要です。

<基本施策>

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

- 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて妊産婦等の心身の状況及び養育環境の把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行える体制づくりを支援します。
- 不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑な特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童等対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に、養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。
- 自らの子どもを養育することを希望する未婚の妊産婦等に対し、母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行います。

2 保護者の生活支援

- 生活困窮者及び生活保護受給者のうち、就労に向けた準備が必要な者に対して就労準備支援に努めるとともに、家計に課題のある世帯に対しては生活困窮者に対する家計相談支援に努めます。
- ひとり親家庭等に対し支援施策に関する広報、情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員と連携し、生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。
- 「すくすくサポートプランむつ」(第2期 子ども・子育て支援事業計画)に基づくひとり親家庭の優先的な保育利用や預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等により、保護者の負担軽減を図ります。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を進めます。
- 母子生活支援施設を活用し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。

- 保護者の心身の安定のため、健康診査の受診や健康相談等の積極的な利用を促進します。
- 家庭内でのDVや虐待の実態を把握し、必要な支援につなげます。

3 子どもの生活支援

- 乳幼児健康診査等において、子どもの健康的な成長に必要な食事、栄養等の指導、相談等を行います。
- 保育所や学校等における食育の推進に努めます。
- 子どもが心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関する様々な知識や、食について考える習慣などを身につける活動を進めます。
- ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりのため、優先的な保育利用や預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、放課後子ども教室等を推進します。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めます。

4 住宅に関する支援

- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金や転宅資金の貸付を通じてひとり親家庭等への住宅支援を推進します。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 低所得者向けの住宅として、市営住宅の建て替えや、長寿命化のための改修等を進めます。

5 支援体制の強化

- 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充、要保護児童等対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に努めます。また、県と連携しながら、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するための体制を強化していきます。
- 生活保護ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童等対策地域協議会、放課後児童クラブ等と、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、学校等との連携強化を図ります。
- 社会福祉協議会、NPO法人、社会福祉法人等の関係機関との連携を図ります。
- ひとり親家庭の支援施策に関する情報や相談窓口をわかりやすく示したパンフレット等、ホームページや広報紙等を活用して、支援施策及び相談窓口の情報提供を行います。また、ひとり親家庭に対し必要な支援が届くよう、民生委員・児童委員や民間団体等と連携して支援を行います。

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員と、ひとり親家庭の相談に対応する相談員等の連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。
- 相談を担当する各窓口の職員の資質向上に向けた研修や情報共有を図ります。

<実施事業>

Ⅰ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

事業名	事業内容	担当課
助産施設・母子生活支援施設入所措置事業	児童福祉法の規定に基づき、妊産婦の助産施設入所措置や配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情のある女性及びその子どもに対して、母子生活支援施設入所措置の支援を行います。	子育て支援課
母子健康手帳交付	母子保健法に基づき、妊娠届時に母子健康手帳を交付し、医療機関との連携によりハイリスク妊婦の把握と適切な支援を行います。 また、窓口での保健指導により、制度の活用や妊婦健診の受診勧奨、各種母子保健事業の説明をするなど、安全で安心な妊娠・出産・育児ができるように支援します。	子育て支援課
妊婦健康診査	母子の疾病予防、早期発見等を目的に、妊婦の経済的な負担を軽減することで、適切な健診受診を促進し、妊娠期間を安全に過ごし、出産を迎えられるよう支援します。	子育て支援課
乳児健康診査	乳児の疾病や障がいの予防・早期発見を目的に、医療機関に委託し、全乳児を対象に満1歳までに健康診査を2回行います。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査 (10 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児)	子どもの障がいを早期に発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、個々の生活習慣の確立、むし歯の予防、栄養、育児に関する支援を行います。また幼児の健康保持及び増進を図るため、小児科医及び歯科医師の診察、耳鼻科医師による総合的な健康診査、保健師などによる保健相談、歯科衛生士によるブラッシング指導等を行います。	子育て支援課
1 歳 6 か月児・3 歳児精神発達精密健康診査	幼児健診のフォローとして、発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象に、必要な検査や保健師の家庭訪問等により、疾病の早期発見と早期支援を行います。	子育て支援課
予防接種事業（定期B類・任意予防接種）	予防接種を実施することにより、感染のおそれがある疾病の発生及び重症化を予防し、公衆衛生の向上並びに増進に努めます。	予防・医療課
にっこりっこ運営事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応し、安心して過ごせるように切れ目のない支援を提供する「にっこりっこ」を開設し、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供により、妊産婦や乳幼児に関する包括的な支援を行います。	子育て支援課
子育て支援アプリ運営事業	妊娠期から子育て期まで、細やかなサポートを実現するため、「むつ市子育て支援アプリ」を運営します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供及び助言などの支援を行います。	子育て支援課
生後4 か月までの全戸訪問事業	生後4 か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師などが訪問し、子育ての孤立化防止のため、様々な不安や悩みを聞き、アドバイスや子育て支援に関する地域の情報を提供するなどのサポートを行います。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
養育支援訪問事業	生後4か月までの全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	子育て支援課
病児預かり事業	保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を図ります。	子育て支援課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり、総合相談や母子保健施策、子育て支援施策を切れ目なく提供します。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点	市内に在住のすべての子ども（18歳まで）とその家族を対象に、子ども家庭支援全般にわたる業務、要保護児童への支援、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課

2 保護者の生活支援

事業名	事業内容	担当課
自立相談支援事業 就労準備支援事業 就労訓練事業 家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、保護者の就労や家計立て直しを支援します。	生活福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	安心して子育てができるようにするため、市において子育て支援を必要とする人と、支援を行いたい人（保育の知識と経験を有する人）が登録し、アドバイザーの調整のもと、有償で子育ての支援を行います。	子育て支援課
新・放課後子どもプラン （放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業との連携）	放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携し、地域住民や大学生など様々な人材の協力を得て、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施できるよう連携を進めます。	子ども家庭課 教育委員会 生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
健康相談事業	市民の心身の健康に関する個々の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭での健康管理に役立てることを目的に、保健師・栄養士・歯科衛生士による「健康なんでも相談」等を実施します。	健康づくり推進課
健診事業	生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診、一般健康診査、肝炎ウイルス検診、骨密度検診及び歯周病検診を実施します。	健康づくり推進課
健康診査保健指導	健康診査の受診者に対して、生活習慣病に着目した保健指導を行います。	健康づくり推進課
訪問指導事業	健康管理上訪問指導が必要と認められる方及びその家族に対し、心身の機能低下を防止し、健康の保持・増進を図るため、保健指導を行います。	健康づくり推進課
こころの健康づくり事業	こころの健康づくり及び自殺予防対策のため、全市民を対象とした啓発活動を行います。	健康づくり推進課
特定保健指導事業	糖尿病等の有病者や予備群を減少させることを目的に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査受診後の結果に基づき、生活習慣を改善するための保健指導を行います。	国保年金課
特定健康診査事業	40歳以上の国保被保険者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のために有効な特定健診を行います。	国保年金課
国保税減免関係	国保税条例に基づき、所得に応じて国保税の軽減、減免を行います。	国保年金課
婦人相談員活動強化事業	婦人相談員の配置により、要保護女子の更正指導、DV被害者の身の安全の確保や自立に向けて支援します。	子育て支援課
児童虐待防止対策支援事業	家庭児童相談員の配置により、児童福祉に関する相談指導業務を充実強化します。	子育て支援課
むつ市消費生活センター	下北地域の消費者の安全と安心を確保するため、消費生活相談員による相談窓口機能の充実を図ります。	産業雇用政策課

事業名	事業内容	担当課
青森県多重債務者等経済生活再生事業特別支援制度預託金	市民の経済的な生活安定及び福祉の向上のため、市民に対するセーフティネット貸し付けの充実強化を図ります。	産業雇用政策課

3 子どもの生活支援

事業名	事業内容	担当課
栄養相談	離乳食教室や両親学級において、妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象とした食に対する適切な指導や情報の提供を行います。	子育て支援課
食育推進事業	乳幼児期から思春期の児童・生徒及び保護者を対象に、栄養バランスのとれた食事や朝食の大切さ、正しい間食のとり方、基本的な調理方法等、生涯にわたる健康の基礎となる望ましい食習慣を身につけ、健康に過ごせるよう発達段階に応じた食に関する学習の機会を提供します。	子育て支援課 健康づくり推進課
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	安心して子育てができるようにするため、市において子育て支援を必要とする人と、支援を行いたい人(保育の知識と経験を有する人)が登録し、アドバイザーの調整のもと、有償で子育ての支援を行います。	子育て支援課
新・放課後子どもプラン (放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業との連携) (再掲)	放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携し、地域住民や大学生など様々な人材の協力を得て、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施できるよう連携を進めます。	子ども家庭課 教育委員会 生涯学習課
子ども食堂やフードバンクとの連携	災害用備蓄品の余剰分について、関係団体に提供し、子ども食堂やフードバンクへの活用を促進します。	福祉政策課

4 住宅に関する支援

事業名	事業内容	担当課
母子父子寡婦福祉資金等貸付	ひとり親家庭等に対し住宅資金や転宅資金等を貸し付け、安定した住宅確保を支援します。	子育て支援課
住居確保給付金の支給	離職等により住居を失った人、または失うおそれの高いに対して、生活困窮者自立支援法に基づき、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活福祉課
市営住宅の整備	老朽化した市営住宅について、計画的に建て替えや長寿命化を進めます。	住宅政策課

5 支援体制の強化

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター (再掲)	妊娠期から子育て期にわたり、総合相談や母子保健施策、子育て支援施策を切れ目なく提供します。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点 (再掲)	市内に在住のすべての子ども（18歳まで）とその家族を対象に、子ども家庭支援全般にわたる業務、要保護児童への支援、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課
児童支援ネットワークの推進	要保護児童等対策地域協議会の充実と関係者会議等により、共通認識のもとで対応できる体制の整備充実に努めます。	子育て支援課
むつ市子育てメイト会連絡協議会事業	社会全体による子育て支援の気運を醸成し、地域社会による子育て支援の取り組みの推進を図ります。	子育て支援課
民生委員・児童委員との連携、活動支援	児童の登下校時の声かけ活動、生活保護に関する相談及び助言をはじめ、地域の実態を把握し、行政や施設などへの橋渡し役を担う民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、各委員の活動を支援します。	福祉政策課

基本方針3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

<子どもの生活実態調査の結果、関係団体調査の結果からみえる課題>

- 貧困世帯では、母親、父親の正社員・正規職員・会社役員が低く、ともに2割台となっています。父親がいない世帯も多く、母親のパート・アルバイト等で生計を立てている世帯がみられます。

家族が経済的にも精神的にもゆとりを持って生活できるよう、生活の安定に必要な就労の支援が必要です。

<基本施策>

1 親の就労支援

- 地元企業やハローワーク等と連携し、就業機会の確保を図ります。
- 地元企業の就職セミナー等が開催されるときは、必要な世帯に伝わるよう、効果的な情報発信に努めます。
- 職業訓練や国の各種雇用関係助成金（トライアル雇用奨励金等）等の活用による就業支援を行います。
- 地元企業等に対してひとり親家庭の親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や就業の促進に向けた協力要請を推進します。

2 学び直し、資格取得の支援

- ひとり親家庭の親等に対し、経済的自立に効果的な資格・技能取得に向けた就業の支援を行います。また、資格・技能取得の支援及びその期間の生活保障のため、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金及び生活資金の貸し付けを行います。
- 母子家庭等支援教育訓練給付金事業の活用等により、ひとり親家庭の親の学び直しの視点も踏まえた就業支援を実施します。
- 就業に必要な専門的知識・技術や資格等を身につけるための学習機会に関する情報や就業支援等に関する情報を提供し、学び直しを通じたキャリア形成を支援します。

<実施事業>

1 親の就労支援

事業名	事業内容	担当課
地元企業、ハローワークとの連携	生活の安定に向けた就業に向けて、地元企業やハローワークと連携、情報共有に努めます。	産業雇用政策課

2 学び直し、資格取得の支援

事業名	事業内容	担当課
母子家庭等支援教育訓練給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、受講する教育訓練に要する経費の一部を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金等貸付 (再掲)	ひとり親家庭等に対し技能習得資金及び生活資金を貸し付け、学び直しや資格取得を支援します。	子育て支援課



基本方針4 経済的支援

<子どもの生活実態調査の結果、関係団体調査の結果からみえる課題>

- 子どもの医療機関での受診について、経済的な理由による受診の有無は特徴がみられません。これは、ひとり親家庭への医療費助成が行われており、有効に利用されていることが考えられます。
- 公的な支援制度を利用しない理由として、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」と「生活福祉資金貸付金」では制度をまったく知らなかったという回答がみられ、制度が適切に利用されるよう、情報発信や相談対応が必要です。

<基本施策>

1 子育てのための支援、情報提供等

- ひとり親家庭の親に対して、積極的に児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金制度、生活福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付事務を実施します。
- 子どもの健康維持や医療費負担軽減のため、健康診査や医療費の助成を行います。

2 教育のための支援、情報提供等

- 就学援助、奨学のための給付金、高等学校等就学支援金等の情報を提供し、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

<実施事業>

1 子育てのための支援、情報提供等

事業名	事業内容	担当課
乳幼児等医療費給付事業	乳幼児等の健やかな成長を目的に子育ての経済的負担の軽減を図ります。	子ども家庭課
未熟児養育医療費給付事業	未熟児を対象とし、養育のための入院に係る医療費の給付を行います。	子ども家庭課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の父または母及び児童の医療費負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	子ども家庭課

事業名	事業内容	担当課
不妊治療費助成事業	一般不妊治療・特定不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、保険外診療の不妊治療費に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課
ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付事業	ハイリスク妊産婦が治療及び分娩、NICU（新生児特定集中治療室）、GCU（新生児治療回復室）に入院する子どもの面会をするために要する経費を助成します。	子育て支援課
特別児童扶養手当事務	精神または身体に中度以上の障がいをもつ児童を監護している父、または母、もしくはは父母にかわって児童を養育している者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に則り受付事務を行います。認定にかかる審査や手当の支給等は県及び国が行います。	子育て支援課

2 教育のための支援、情報提供等

事業名	事業内容	担当課
奨学金貸付事業 (再掲)	当市の人材育成のために、修学上必要な学費の一部を貸与します。	教育委員会 総務課
要保護児童生徒援助費 (再掲)	経済的な理由により就学が困難な要保護児童生徒に対し、生活保護費で支給されない修学旅行費を支給し、就学の援助を図ります。	教育委員会 総務課
準要保護児童生徒援助費 (再掲)	経済的な理由により就学が困難な準要保護児童生徒に対し、学用品費等を支給し、就学の援助を図ります。	教育委員会 総務課
特別支援教育就学奨励費 (再掲)	小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し、奨励費を支給します。	教育委員会 総務課
保育料減免事業	子ども・子育て支援法に基づき、保育料の減免を行います。	子ども家庭課
多子世帯、ひとり親世帯の保育料負担軽減事業	子ども・子育て支援法に基づき、多子世帯及びひとり親世帯の保育料の負担軽減を行います。	子ども家庭課

第5章 推進体制

本計画の推進に当たっては、市が中心と関係機関、民間事業所、各種団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが支援の必要な子どもや家庭の実態を把握し、互いに力を合わせながら必要な支援を行えるよう、関連する様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1 推進体制の整備

(1) 市民や地域・関係団体等との連携

多くの子どもが過ごす学校、保育所、幼稚園、認定こども園や民生委員・児童委員と連携して貧困の可能性のある子ども及び家庭の実態を把握するとともに、支援活動を行う社会福祉協議会や民間事業所、団体等と連携し、子どもや家庭の実情に適した支援の提供に努めます。また、支援活動を行うに際して、不足する機能や人材等を認識したときは、機能の確保や人材の確保・育成に向けて、関係機関との連携の強化・充実に努めます。

なお、関係機関が主体となって行う事業は以下のとおりです。実施に当たっては、それぞれの主体と市が連携し、より質の高い支援の実施に努めます。

<関係機関が主体となって行う事業>

①「基本方針2 生活の安定に資するための支援」の関連事業

事業名	事業内容	担当関係機関
こども食堂	食事・遊び・勉強など、自由に過ごすことができる集いの場所を提供し、食事を通じて、子ども同士や大人同士、地域のコミュニケーション活性化を図ります。	社会福祉法人 青森社会福祉 振興団
子どもの居場所づくり事業	食事提供、学習支援、悩み相談などを通じて、子どもや保護者が安心して過ごすことができる場所を設置・運営します。	社会福祉法人 桜木会 よしの保育園

②「基本方針4 経済的支援」の関連事業

事業名	事業内容	担当関係機関
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸し付けにより自立が見込まれる世帯へ貸し付けを行います。	社会福祉協議会
福祉資金	日常生活や自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付けます。	社会福祉協議会
教育支援資金	低所得世帯が学校教育法に規定される高校、大学または高専に入学、修学するために必要な経費を貸し付けます。	社会福祉協議会
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、担保型の生活資金を貸し付けます。	社会福祉協議会
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者であり、公的給付または公的貸付の申請を受理されており生活に困窮している世帯に対し、貸し付けを行います。	社会福祉協議会

(2) 庁内における推進体制

子どもの貧困対策は、実態の把握、支援の入り口がケースによって異なり、分野間の連携が必要となります。これまでも、状況に応じて個別に分野間の連携を行っていましたが、全庁的な取り組みとしてこれまで以上に充実した情報共有、支援体制、連携体制の充実を図ります。

2 計画の進行管理

本計画は、施策の実施状況や効果等を定期的に点検・評価するなど、着実な推進に努めます。

なお、計画期間内において法、大綱の改正、社会情勢の変化等により見直しが必要になったときは、見直しを行うものとします。

資料編

資料編

1 策定経過

むつ市子どもの貧困対策推進計画 策定経過

年 月 日	概 要
R2.12.23	<p>「第1回子どもの貧困対策計画推進委員会」開催 出席委員 12名</p> <p>【議事】</p> <p>(1) むつ市子どもの貧困対策計画策定について（概要説明）</p> <p>(2) 今後のスケジュール（案）について</p> <p>(3) むつ市子どもの貧困対策計画策定委員（案）について</p> <p>(4) 各課の事業の棚卸しについて</p>
R3.3	<p>「第2回子どもの貧困対策計画推進委員会」書面開催</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 実態調査の調査項目（案）について</p>
R3.6	<p>「第3回子どもの貧困対策計画推進委員会」書面開催</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 実態調査の調査項目（案）について</p>
R3.7.14	<p>「第1回子どもの貧困対策推進計画策定委員会」開催 出席委員 10名 委員委嘱状交付</p> <p>【議事】</p> <p>(1) むつ市子どもの貧困対策計画策定について（概要説明）</p> <p>(2) 実態調査の調査項目（案）について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p>
R3.8	<p>「むつ市子どもの貧困対策推進計画」策定のための子どもの生活実態調査実施</p> <p>対象：市内小学5年生、中学2年生及びその保護者全員 各 889票</p>
R3.9～10	<p>「むつ市子どもの貧困対策推進計画」策定のための関係団体調査実施</p> <p>対象：市内の地域活動団体 3団体 市内小中学校 22校</p>
R3.12.21	<p>「第4回子どもの貧困対策計画推進委員会」開催 出席委員 9名</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 小中学生アンケート調査集計報告・分析報告について</p> <p>(2) 活動団体・学校調査報告について</p> <p>(3) 貧困対策推進計画（素案）について</p>

年 月 日	概 要
R4.1.17	<p>「第2回子どもの貧困対策推進計画策定委員会」開催 出席委員 12名</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小中学生アンケート調査集計報告・分析報告について (2) 活動団体・学校調査報告について (3) 貧困対策推進計画（素案）について
R4.2.1～15	<p>市民からの意見募集（パブリックコメント）</p> <p>広報むつ、市 HP で周知</p> <p>回答：1件</p>

2 委員名簿

むつ市子どもの貧困対策推進計画策定委員会 委員名簿

	所属・団体等	役職	氏名
1	むつ市社会福祉協議会	副参事兼生活支援課長	室舘 篤
2	青森県保育連合会むつ支部 大畑中央保育園	園長	宮木 みつ子
3	むつ市私立幼稚園協会	会長	森 隆男
4	むつ市校長会 第三田名部小学校	校長	宮野 裕之
5	むつ市民生委員児童委員協議会	会長	菊池 三千郎
6	むつ市教育委員会	教育部長	角本 力
7	むつ市福祉事務所	所長	藤島 純
8	～smile kids office～ にっこりっこ	所長	菅原 典子
9	青森中央短期大学 幼児保育学科	専任講師	天間 美由紀
10	NPO法人むつ下北子育て支援 ネットワークひろば	代表理事	小川 千恵
11	社会福祉法人 青森社会福祉振興団	人材部マネジャー	木村 正信
12	よしの保育園	園長	真手 めぐみ

むつ市子どもの貧困対策推進計画

令和4年3月 発行

発行者：むつ市子どもみらい部 子育て支援課

連絡先：〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

TEL：0175-22-1111（代表）

FAX：0175-22-5044

e-mail：kosodateshien@city.mutsu.lg.jp